○経済産業省告示第百九十二号

輸 入貿易管 理令 (昭 和二十四年政令第四百十四号) 第三条第一 項の規定に基づき、 昭和四十一 年通商 産業

省告 示第百七 十号 **(輸** 入割当てを受けるべ き貨物 \mathcal{O} 品 目 輸 入の 承 認を受けるべ き貨物 \mathcal{O} 原 産 地 又 は 船 積 地

域そ \mathcal{O} 他 貨 物 \mathcal{O} 輸 入に つい て必要な事 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 公 表 \mathcal{O} 部を 次 0 ように改 Ē する。

平成三十年九月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 小此木 八郎

次 0 表により、 改正 前 欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、 これに順次対応する改正 一後欄に 掲 げ る 規定

 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た部分の ように改め、 改 Ē 前 欄 に二 一重傍線 を付 した規定で改正 一後欄 にこれに対応す んるも 0) を掲

げ 7 11 な 1 ŧ \mathcal{O} は、 ک れ · を 削 り、 改正 後欄 に二重 一傍線を付し た規定で改正前欄にこれに対応するも 0 を掲げ

ていないものは、これを加える。

表の第1に掲げる自由化されていない品目(以	一輪入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の	改正後
表の第1に掲げる自由化されていない品目(以	一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の	改正前

下「非自由化品目」という。)及び同表の第2

に掲げる品目とする。

第1 [略]

第2 モントリオール議定書附属書に定める規制

物質

田田

オゾン層を破壊する物質に関するモントリ

4

ル議定書(以下「モントリオール議定書」とい

う。) 附属書AのグループIに属する物質(次

に掲げるものを除く。)

▲ 二の表の第2に基づき輸入の承認を受け

なければならない者が輸入するもの

当該物質以外の物質の製造工程において

に掲げる品目とする。下「非自由化品目」という。)及び同表の第2

第1 [路]

第2 モントリオール議定書附属書に定める規制

物質

オゾン層を破壊する物質に関するモントリ

オール議定書(以下「モントリオール議定書

という。)附属書AのグループIに属する物質

(二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなけ

ればならない者が輸入するもの、当該物質以外

の物質の製造工程において原料として使用され

るもの及び試験研究又は分析に用いられるもの

原料として使用されるもの

六 試験研究又は分析に用いられるもの

モントリオール議定書附属書AのグループIIに

属する物質(次に掲げるものを除く。)

▲ 二の表の第2に基づき輸入の承認を受け

なければならない者が輸入するもの

ロ 当該物質以外の物質の製造工程において

原料として使用されるもの

モントリオール議定書附属書Bに掲げる物質

(次に掲げるものを除く。)

<u>イ</u> 二の表の第2に基づき輸入の承認を受け

なければならない者が輸入するもの

口 当該物質以外の物質の製造工程において

属する物質(二の表の第2に基づき輸入の承認

を受けなければならない者が輸入するもの及び 当該物質以外の物質の製造工程において原料と

して使用されるものを除く。)、同議定書附属 書Bに掲げる物質(二の表の第2に基づき輸入

の承認を受けなければならない者が輸入するも

の、当該物質以外の物質の製造工程において原

料として使用されるもの及び試験研究又は分析

に用いられるものを除く。) 、同議定書附属書

Cのグループ I に属する物質(二の表の第2に

基づき輸入の承認を受けなければならない者が

輸入するもの及び当該物質以外の物質の製造工

程において原料として使用されるものを除

原料
\sim
\bigcup
闽
用
14
7
\mathcal{N}
G (
9

六 試験研究又は分析に用いられるもの

モントリオール議定書附属書CのグループIに

属する物質(次に掲げるものを除く。)

イ 二の表の第2に基づき輸入の承認を受け

なければならない者が輸入するもの

口 当該物質以外の物質の製造工程において

原料として使用されるもの

モントリオール議定書附属書CのグループII及

びグループⅢに属する物質(次に掲げるものを

深へ。)

イ 二の表の第2に基づき輸入の承認を受け

なければならない者が輸入するもの

<u>く。)、同議定書附属書CのグループⅡに属する物質及び同議定書附属書CのグループⅢに属</u>

する物質(二の表の第2に基づき輸入の承認を

受けなければならない者が輸入するもの、当該

物質以外の物質の製造工程において原料として

使用されるもの及び試験研究又は分析に用いら

れるものを除く。)並びに同議定書附属書王に

掲げる物質(二の表の第2に基づき輸入の承認

を受けなければならない者が輸入するもの、当

該物質以外の物質の製造工程において原料とし

て使用されるもの、試験研究又は分析(大気中

の当該物質の濃度又は物品若しくは植物に混入

、若しくは付着している当該物質の量の測

 \square 原料と 当該物質以外の物質の製造工程において 使用されるもの

> 試験研究又は分析に用いられる) th O

キン ル議定書附属 書E 掲げる物 舡

トリ

4 1

2

(次に掲げるものを除く。)

 \downarrow なければならない者が輸入するもの 二の表の第2に基づき輸入の承認を受け

П 原料として使用されるもの 当該物質以外の物質の製造工程において

|> 試験研究又は分析(大気中の当該物質の

濃度又は物品若しくは植物に混入し 若し

くは付着し ている 当該物質の量の測定 账

該測定に用いる計量器の校正及び試験研究

対は当に 限る。 究 定 際して行う検疫に用いられるものを除く。 するもの <u>の</u>建物内において行うものに限る。)、 物質に代替する物質の使用に 質を物質の合成の実験のための試薬として使用 との比較を目的として行う (当該物質の使用に 当該測定に用いる計量器の校正及び試験研 該物質の毒性に関する に用いられるもの及び貨物の輸出入に (当該物質が破壊されるものに限 より to O 得られる 5100 より 試験研究施設 得られる 効用 照 ° Sv 账 \sim . O 該物 効 账 該

(当該物質の使用により得られる効用と当

該物質に代替する物質の使用により得られ

る効用との比較を目的として行うもの(試

験研究施設の建物内において行うものに限

5。)、当該物質を物質の合成の実験のた

めの試薬として使用するもの(当該物質が

破壊されるものに限る。)又は当該物質の

用いられるもの

毒性に

· 関す

ઝ

ものに限る。

に限る。

三 貨物の輸出入に際して行う検疫に用いら

れるもの

モントリオール議定書附属書Fに掲げる物質

(当該物質以外の物質の製造工程において原料

までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関	- までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関
の貨物を輸入する場合においての8の⑴から⑼	の貨物を輸入する場合においての8の⑴から⑼
する場合においての経済産業大臣の確認又は8	する場合においての経済産業大臣の確認又は8
それぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入	それぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入
場合においての6の⑴から⑸までの区分に応じ	場合においての6の⑴から⑸までの区分に応じ
定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する	定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する
入の承認を要しないものとする同条第二項の規	入の承認を要しないものとする同条第二項の規
貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸	貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸
入の承認を受けるべき場合は、6から8までの	入の承認を受けるべき場合は、6から8までの
りとし、令第四条第一項第三号の規定による輸	りとし、令第四条第一項第三号の規定による輸
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとお	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとお
二・二の二 [略]	二・二の二 [略]
	として使用されるものを除く。)

7 1 5 6 への提出とする。 [削る] 略

> 1 5 6 への提出とする。 略

7 (1) P F Ο S又はその塩が使用されている

が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器

信することを可能とする化合物半導体の製

造に用いるものに限る。 半導体用のレジ

スト又は業務用写真フィルムを輸入しよう

とする者は、 当該輸入に係るエッチング剤

(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘル

ツ以上の周波数の 電波を送受信することを

可能とする化合物半導体の製造に用いるも

のに限る。)、 半導体用のレジスト又は業務

用写真フィルムにPFOS又はその塩が使

用されているものであることについての経

済産業大臣の確認を受けなければならない

(2) **|**·
(3) **|**[略]

(4) 次 0 表 \mathcal{O} 0 項 \mathcal{O} 第二 欄 に 撂 げ る 玉 を

原

(3)

次

 \mathcal{O}

表

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

項

 \mathcal{O}

第二

欄

に

掲

げ

る

玉

を

原

産

地

とす

る

動

物

若

L

<

は

植

物

又

は

同

表

 \mathcal{O}

(1)

(2)

略

産 地 とす る動 物 若 L < は 植 物 又 は 同 表 の 二

動 \mathcal{O} 項 物 \mathcal{O} 若 第 L < 二欄 は 植 に 撂 物 げ で あ る 玉 0 を て、 船 当 積 該 地 第 域 とす 欄 に

撂 げ る 玉 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 第 欄 に 撂 げ る 種 に 属 す る

掲

げ

る

玉

 \mathcal{O}

項

 \mathcal{O}

第三

欄

に

撂

げ

る

種

に

属

す

る

Ł

 \mathcal{O}

0

表

 \mathcal{O}

徭

中

Ċ

9

9

(1)

<u>[1</u>

蓝

動

物

若

<

は

植

物

で

あ

0

て、

当

該

第

欄

に

 \mathcal{O}

項

 \mathcal{O}

第

欄

に

掲

げ

る

玉

[を船

積

地

域とす

る

J

 \mathcal{N}

 \mathbb{H}

4

深

 \mathbb{H}

又は地域

 \mathcal{O}

項

に

掲

げ

る

ŧ

 \mathcal{O}

並

び

に

ク

口

1

ガ

IJ

ザ

メ、

日

ゴ

く

ア

力

シ

ユ

干

クザ

メ、

ヒ

ラ

シ

ユ

モ

クザ

メ、

シ

口

シ

ユ

干

もの (二の表の紙1中川の9の (1) 75 満

げる国や深へ国又は苦荬の項に掲げるもの

干 並 クザ び 12 メ、 ク 口 1 ヒ ラ ガ シ IJ ザ ユ メ、 干 クザ 日 メ、 ゴ く シ ア 口 力 シ シ ユ 七 ユ

- 9 -

けるべきもの並びに7の⑤及び⑥に基づき	けるべきもの並びに7の⑷及び⑸に基づき
もの(二の表の無2に基づき二号承認を受	もの(二の表の괢2に基づき二号承認を受
該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げる	該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げる
より特定されるものに限る。)のうち、当	より特定されるものに限る。)のうち、当
体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲに	体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲに
書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個	書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個
書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属	書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属
物の個体の一部及び派生物にあっては附属	物の個体の一部及び派生物にあっては附属
ントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植	ントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植
びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシ	びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシ
メ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並	メ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並
ホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザ	ホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザ
クザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホ	クザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホ

(4) 略 項に 経 メ、 する生きて 確 別 ウバザメ、 ゴ 1 9 0 ŧ 認 に 済産業大臣の確認を受けなければならな ワシント シ を受けなけれ 定めるところにより、 のを除く。) 掲げるもの 玉 ロシ アカ ホホジロザメ、ニシネズミザメ、 ユ シ V > ン条約 に掲げ モ る動 ユ クザメ、オナガザメ属全種 並 モクザ を輸入しようとする者は、 ばならな びに 附 物 \mathcal{N} 種 \mathbb{H} 属 $\frac{1}{\sigma}$ メ、 クロ 書 3 深 \prod 1 経 ヒラシュ } \wedge 表 に H ガ 済 \mathcal{O} 掲 産 リザメ、 げげ 徭 又は格 貨 業大臣 Ź \vdash モクザ 中 種 物 12 换 0 属 日 \mathcal{O} \mathcal{O} (5) 略 メ、 項に 別 経済産業大臣の確認を受けなければならな ウバザメ、 ゴ 9 する生きてい 確 1 0 く に ワシントン条約附 認 ものを除く。) 国 シ 掲げるも を受けなけ 定めるところにより、 ロシ ア カシュ ホ ユ に掲 ホジ モ 0 る クザメ、オナガザ れ モ 並 動 J を輸入しようとする者は、 ロザメ、ニシネズミザメ、 にばなられ びに クザメ、 物 \mathcal{N} 種 \mathbb{H} 属 $\frac{1}{\sigma}$ 書 クロ を除 な \prod 1 経済産業大臣 ヒラシ 1 \wedge 表 に · 掲 げ H ガリザメ、 \mathcal{O} 又は、 徭 貨 メ

る

種

に

属

物

 \mathcal{O}

中

9

ユ

モ

ク

ザ

彐

去

换

 \mathcal{O}

属

全種

ジンベイザメ及びタツノオトシゴ 属全種 を

除く。) 及 び 同条: 約 附 属 書 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 12 撂 げ る 種 に

属する生きて V る 動 物 (当該 動 物 を附 属 書

 \coprod に 掲 げ た 玉 を 原 産 地 とするもの に 限 る。)

であって、二の 表 の無 2に基づき二号承 認

を受けるべきも の及び7 の(5)に基づき事 前

確認 を受けるべきもの 以 が 外 の ものを輸 入し

ようとする者は、 別に定めるところにより、

経済 産 業 大臣 \mathcal{O} ればならな

確 認を受けなけ

\ \ \

(5) 略

(6)

当該 物 質 以 外 \mathcal{O} 物 質 \mathcal{O} 製 造 工 程 12 お 1 7

原料として使用され る、 干 ント -リオ ル 議

> ジンベイザメ及びタツノオトシゴ 属全種 を

除 く。) 及び 同 条 約 附 属 書 \prod に 掲 げ る種 に

属 する生きてい る動 物 **当** 該 動 物 を 附 属 書

に 掲 げ た 国 を 原 産 地 とするも のに 限 <u>(る。)</u>

 \coprod

であって、二の 表 \mathcal{O} 舥 0 に基づき二号承 認

を受けるべきも の及び 7 の (6) に基づき事 前

確 認を受けるべ きもの 以外 \mathcal{O} ŧ のを輸 入

ようとする者は、 別に定めるところによ

\ <u>`</u>

経済

産

業

大臣

0)

確

認

を受けなければならな

(6)

略

(7) 当該 物 質以 外 \bigcirc 物 質 0 製 造 工 程 12 お 1 7

原料とし て使用される、 モン トリオ ル 議

造工程において原料として使用されるもの	物質が当該物質以外の物質の製造工程にお
者は、当該物質が当該物質以外の物質の製	掲げる物質を輸入しようとする者は、当該
入するものを除く。)を輸入しようとする	るものを除く。)及び同議定書附属書Fに
の二号承認を受けなければならない者が輸	号承認を受けなければならない者が輸入す
定書附属書Eに掲げる物質(経済産業大臣	附属書Eに掲げる物質(経済産業大臣の二
ない者が輸入するものを除く。)及び同議	ない者が輸入するものを除く。)、同議定書
済産業大臣の二号承認を受けなければなら	済産業大臣の二号承認を受けなければなら
く。)、同議定書附属書Cに掲げる物質(経	く。)、同議定書附属書Cに掲げる物質(経
けなければならない者が輸入するものを除	けなければならない者が輸入するものを除
掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受	掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受
入するものを除く。)、同議定書附属書Bに	入するものを除く。)、同議定書附属書Bに
の二号承認を受けなければならない者が輸	の二号承認を受けなければならない者が輸
定書附属書Aに掲げる物質(経済産業大臣	定書附属書Aに掲げる物質(経済産業大臣)

1 て原料として使用されるものであること

12 つい て 0) 経 済 産 業大臣 (T) 確 認を受けなけ

れ ば な らない。

(7) (9) 略略

8 次 0 (1)から9までの貨物を輸入する場合は

関 税 法 (昭 和二十九年法律第六十一号)第六

+ 七 条 \mathcal{O} 許 可 輸輸 入 \mathcal{O} 許 可 前 に貨 物を引き取

十七

条の

許

可

輸輸

入 の

許

可

前

に

貨物、

を引き

取

ろうとするときは、 同 法 第七 十三条第 項 \mathcal{O}

承 認、 保 税 蔵 置 場 又 は 保 税 工 場 に 貨 物 を 入 れ

ようとするときは、 同法 (第四· 十三条の三第

項 (同法第六十二条において準 用する場合を

含む。) 0 承 認) を受け る 前 に、 それぞ れ (1)

カン ら (9) までに定め る書類 を税関 に · 提 出 なけ

> であることについての経済産業大臣 一の確 認

を受けなければならない。

(8) (10)

略

8 次 \mathcal{O} (1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、

関 税 法 (昭 和二十九年法律第六十一号) 第六

ろうとするときは 同 法 第 七 十三条 第 項 \mathcal{O}

承 認 保 税 蔵 置 場 又 は 保 税 工 場 に 貨 物 を 入 れ

ようとするときは、 同法 第四十三条の三第

項 (同法第六十二条にお いて準 用する場合を

含む。) 0) 承 認) を受け る前 に、 それぞ れ (1)

カン ら(9)までに定め る書 類 を税 関 に 提 出 L な け

れ ば なら ない。

(1)略

9 \mathcal{O} (4) \mathcal{O} 1 及 び 口 12 掲 げ る 玉

又

は

地

域

を

(2)

船 積 地 域 とす る ワ シ ン 1 ン 条 約 附 属 書 \prod に

掲 げ る 種 に 属 す る 動 物 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 徭 \vdash 中

9 9 9 $\widetilde{1}$ 掲げ \mathcal{N} \mathbb{H} 4 深 \wedge \mathbb{H} \bowtie . は据: 换

 \mathcal{O} 日 項 ゴ に V 掲 げ ア る 力 t シ ユ \mathcal{O} 干 並 クザ び 12 メ、 ク 口 1 ヒ ラ ガ シ IJ ザ ユ メ、 干 ク

ザ シ 口 シ ユ 干 ク ゙゙゙゙゙゙゙゙゙ メ、 才 ナ ガ ザ X 属 全

種、 ウ Ń ザ メ、 ホ ホ ジ 口 ザ メ、 = シ ネズ 3

ザ メ、 ジンベ イザ メ 及 び タ ツ 1 才 1 シ ゴ 属

全 種 を除く。) 又 は 植 物 並 び に れ 5 \mathcal{O} 個

体 \mathcal{O} 部 及 び 派 生 物 植 物 \mathcal{O} 個 体 \mathcal{O} 部 及

> (1)略

れ

ば

なら

ない。

(2)9 \mathcal{O} (4) \mathcal{O} 1 及

船 積 地 域 とす る ワ シ に 掲 1 げ 条 約 又 附 は 属 書

び

口

る

玉

地

域

を

 \prod

12

撂 げ る 種 に 属 す る 動 物 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 舥 \vdash 中

0 9 9 (1)FT 掲げ \mathcal{W} \mathbb{H} 4 深 \wedge \mathbb{H} × は地

 \mathcal{O} 項 に 撂 げ る t \mathcal{O} 並 び に ク 口 1 ガ IJ ザ メ、

日 ゴ V ア 力 シ ユ 干 ク ザ メ、 ヒ ラ シ ユ 七

ザ メ、 シ 口 シ ユ 七 ク ザ メ、 オ ナ ガ ザ メ 属 全

種 ウ バ ザ メ、 ホ ホ ジ 口 ザ メ、 二 シ ネ ズ 3

メ、 ジンベイザ メ及 び タ ツ ノオ 1 シ ゴ 属

ザ

種 を除 < ∘< ∘ 又 は 植 物 並 \mathcal{U} にこ れ 5 \mathcal{O} 個

全

体 \mathcal{O} 部 及 び 派 生 物 植 物 \mathcal{O} 個 体 \mathcal{O} 部 及

ク

(3)定さ う。 لح で さ \mathcal{O} す 域 徭 び に ħ を 表 る 係 に 派 に ワ に れ 0 れ シ 準 要 基 に 生 \mathcal{O} 動 る 係 る が るこ ず 徭 基 物 輸 る 物 t ン 同 る当 玉 < づ 出 な に 又 1 \sim \mathcal{O} 条 れ に 許 若 く二号 は 1 に あ 経 約 5 局 基 条 可 ŧ 0 植 限 L 済 \mathcal{O} に 書 7 < づき二号承 物 る。) 約 \mathcal{O} 産 以 基 個 承 又 附 に 業 は 並 は づ 体 は 下 認 地 び 属 0 大 の — き で 再 12 域 附 又 書 1 臣 輸 発 管 あ 属 附 \mathcal{O} 7 \coprod \mathcal{O} は 部 出 給 0 管 理 書 認を受け に 属 は 確 7 及び 証 す 当 て、 書 掲 理 \prod \mathcal{O} 認 明 る当 当 当 げ (3)に 局 \prod を 派 書 等 る 該 受 ょ に 局 か 生 \mathcal{O} るべ ょ 該 \mathcal{O} り け 種 又 船 5 物 原 貨 と 特 は 積 表 n に る (5) $\widehat{\underline{}}$ 本 き 特 物 属 1 地 ま \mathcal{O} 定 (3)定され う <u>。</u> す 域 で さ \mathcal{O} に れ لح 徭 び 表 る 係 を 派 に に に れ ワ \mathcal{O} \mathcal{O} 生

る 物 t 12 \mathcal{O} あ に 0 限 て る。) は で 附 あ 属 0 書 て、二 \prod に ょ \mathcal{O} り 特 表 定 \mathcal{O}

に 基 づ <u><</u> 号 承 認 又 は 7 \mathcal{O} (4)か 5 (6)ま

基 づ < 経 済 産 業 大 臣 \mathcal{O} 確 認 を 受 け る

要 L な 1 ŧ \mathcal{O} に 0 1 7 は 当 該 船 積 地

係 る 玉 若 L < は 地 域 \mathcal{O} 管 理 当 局 又 は

れに準ずる当局(以下「管理当局等」とい

う。) が同条約に基づき発給する当該貨物

る 輸 出 許 可 書 又 は 再 輸 出 証 明 書 \mathcal{O} 原 本

③ ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属

動 物 又 は 植 物 並 び に 附 属 書 III12 ょ Ŋ 特

るこれ 徭 2 に 5 基 \mathcal{O} づ 個 き二号承 体 \mathcal{O} 部 認 及 を受け CK 派 生 るべ 物 $\widehat{\underline{}}$ き

u貨物、二の二の表	号承認を受けるべき貨物、	二号承	貨物、二の二の表	二号承認を受けるべき貨物、	二号承認
表の紙2に基づき	個体等(二の	く。)の	表の紙2に基づき	個体等(二の台	く。 。 の
野生動植物種を除	一種国内希少野	特定第	野生動植物種を除	一種国内希少野	特定第
(同条第五項に規定する	野生動植物種(同条	少野生	(同条第五項に規定する	野生動植物種(同条	少野生動
の保存法第四条第二項に規定する希	保存法第四条第	(4) イ 種 の	の保存法第四条第二項に規定する希	体存法第四条第	(4) イ 種の保
		略			略]
		植物の原産地			植物の原産地
提出書類	船積地域	当該動物又は	提出書類	船積地域	当該動物又は
掲げる書類	区分に応じ下欄に掲げる書	地域の区	に掲げる書類	区分に応じ下欄に切	地域の区分
)中欄に掲げる船積	物の原産地及び中	物又は植	中欄に掲げる船積	初の原産地及び中	物又は植物
次の表の上欄に掲げる当該動	ては、次の表の上	について	次の表の上欄に掲げる当該動		については、
認を受けるべき貨物を除く。)	確認を受けるべ	業大臣の	認を受けるべき貨物を除く。)	確認を受けるべ	業大臣の確
4から6までに基づき経済産	7の(4)から(6)ま	貨物及び7の	(3)から(5)までに基づき経済産		貨物及び7の

 \mathcal{O} 舥 2 に 基 づ き二の二号承 認 を受け る べ

き貨 物、 (2)及 び 口 12 規 定 す んる貨物 又 は 7

 \mathcal{O} (3)カン 5 (5)ま で に . 基 づ き経 済 産 業 大 臣 \mathcal{O}

確 認 を 受 け るべ きも \mathcal{O} を 除 に 0

7 は 当 該 個 体 等 \mathcal{O} 輸 出 を 許 可 L た 日日 \mathcal{O} 1

輸 出 玉 \mathcal{O} 政 府 機 関 \mathcal{O} 発 行 す る 証 明 書 (輸

出 玉 が 当 該 個 体 等 \mathcal{O} 輸 出 を 許 可 に 係 5

8 て 11 な 1 場 合 に あ 0 7 は 輸 出 玉 内 に

さ お せ 1 た旨 7 適 \mathcal{O} 法 当 に 該 捕 輸 獲 出 し、 玉 採 \mathcal{O} 政 取 府 Ļ 機 関 又 \mathcal{O} は 発 繁 行 殖

す Ź 証 明

口 ア メ IJ 力 合 衆 玉 口 シ ア 又 は オ ス 1

ラ IJ ア カ 5 輸 入す る 種 \mathcal{O} 保 存 法 施 行 令 別

> \mathcal{O} 徭 0 に . 基 づ き二の二号承 認を受け る ベ

き貨 物、 (2)及 び 口 12 規 定 す る貨 物 又 は 7

 \mathcal{O} (4)カン 5 (6)ま で に 基 づ き経 済 産 業 大 臣

 \mathcal{O}

確 認 を 受 け るべ きも \mathcal{O} を 除 ر د د に 9

1

7 は、 当 該 個 体 等 \mathcal{O} 輸 出 を 許 可 し た旨 \mathcal{O}

輸 出 玉 \mathcal{O} 政 府 機 関 \mathcal{O} 発 行 す る 証 明 書 輸

出 玉 1 が 当 該 1 個 合 体 等 あ \mathcal{O} 輸 0 出 は を 許 可 に 係 5

8 お 7 1 て な 適 法 12 場 捕 に 獲 し、 7 採 取 し、 輸 又 出 は 玉 繁 内 に 殖

さ せ た旨 0 当 該 輸 出 玉 \mathcal{O} 政 府 機 関 \mathcal{O} 発 行

す Ź 証 明 書

口 ア メ IJ 力 合 衆 国 口 シ ア 又 は 才 ス }

ラ IJ ア カ 5 輸 入す る 種 \mathcal{O} 保 存 法 施 行 令 別

ただし、一の表の第2の改正規定及び三の7の⑺の改	この告示は、 平成三十年十月一日から施行する。
	附則
	備考 表中の [] の記載は注記である。
9 [略]	9 [略]
(5) (9) [略]	(5) (9) [略]
出国の政府機関の発行する証明書	出国の政府機関の発行する証明書
等を輸出することを許可した旨のその輸	等を輸出することを許可した旨のその輸
は、学術研究又は繁殖の目的でその個体	は、学術研究又は繁殖の目的でその個体
認を受けるべき貨物を除く。)について	認を受けるべき貨物を除く。)について
7の4及び5に基づき経済産業大臣の確	7の(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確
き二の二号承認を受けるべき貨物並びに	き二の二号承認を受けるべき貨物並びに
る種の個体等(二の二の表の瓣2に基づ	る種の個体等(二の二の表の瓣2に基づ
表第一の表一及び別表第二の表一に掲げ	表第一の表一及び別表第二の表一に掲げ